

第2回 コーポレート・ガバナンス研究会 概要

社団法人 日本証券投資顧問業協会

開催日時・参加者

- 日時： 平成23年12月13日(火) 10:00－12:00
- 場所： 社団法人日本証券投資顧問業協会
(日本橋茅場町・東京証券会館7階)会議室
- 参加者：研究会メンバー
 - 池尾和人 慶應義塾大学経済学部 教授(研究会 座長)
 - 上村達男 早稲田大学法学部 教授
 - 柳川範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授
 - 湖島知高 一般社団法人日本取締役協会 事務総長
 - 山田俊浩 明治安田アセットマネジメント株式会社
コンプライアンス・リスク管理部長
 - 岩間陽一郎 社団法人日本証券投資顧問業協会 会長
- オブザーバー
 - 長尾和彦 社団法人日本証券投資顧問業協会 副会長専務理事

第2回 研究会の概要

1. 「投資一任会社における議決権行使10年間の推移について」(添付資料参照) 協会事務局 長谷山調査役

2. 昨今のコーポレート・ガバナンスをめぐる諸問題について

・「大王製紙、オリンパス問題における意見書」、「取締役会の監督機能充実に向けた機関設計に関する提言
～柔軟設計型委員会設置会社の導入に向けて～」 一般社団法人日本取締役協会 湖島事務総長

3. 自由討論における主な発言

- ◆ 日本におけるコーポレート・ガバナンス議論の推移等:
 - ・日本は急速な経済発展を遂げたが、その過程で、デモクラシー、プロセスといったことをあまり考える必要がなかったが故に、欧州が150年、米国が80年かけて構築してきた、ルール、プロセス、法といった部分が我が国のコーポレート・ガバナンスをめぐる議論では欠落しており、その部分の整備・構築が、今海外から迫られている。
 - ・我が国経済界は、コーポレート・ガバナンスの問題を今までずっと経営学の観点で見えてきたが、米国では、経営者が自主的に社外取締役を入れたのではなく、判例の蓄積で入れざるを得ないので入れているという例を見ても、これは、法の問題として議論されるべきではないか。
- ◆ 取締役・監査役について:
 - ・取締役は、社外であるというだけではなく、独立性を有する、すなわち、経営に物を申せる、経営から自由である独立取締役こそが必要である。
 - ・以前から不祥事などがある度に、制度面で強化すべきとの議論がなされ、その強化内容が、妥協の結果、監査役機能を強化するということで落ち着くという歴史である。今回も同様の制度改正、規制強化の議論をすべきではなく、監査役を廃止してしまうというような制度改正をハードローとしてやってもいいのではないか。
- ◆ コーポレート・ガバナンスのとらえ方について:
 - ・コーポレート・ガバナンスという言葉がここ10年～15年でかなり一般化し、それが、すべての企業をめぐる問題を解決できるか、あるいは解決しなくてはいけないか、という観点でとらえられるのは、やや過大評価ではないか。
 - ・コーポレート・ガバナンスというのは、決して魔法の杖ではない。コーポレート・ガバナンスを整備したからといって、経営の効率が上がるとか、経営がよくなるとかという話ではない。
 - ・コーポレート・ガバナンスについて、「どういうふうなルールをつくっていくか」という話と、「株主がガバナンスの主体として何を言って経営を改善していくか」という話とは別の問題である。
 - ・株主が経営に対して強くものを言えるために何をすべきか、という観点からルールづくりを考えるべきで、経営者が株主の言うことを聞かなければならない根拠は、例えば、株主の取締役解任権や株式の売却などである。ルールとして法律で考えなければいけないのは、株主として圧力をかけた時に、それが実効性のあるものにするための仕組みである。